

え、タイヤチェーンを携行し早期に装着するなど、次の事項について徹底していただき、降積雪期における輸送の安全確保に万全を期すようお願いいたします。

(1) 気象情報(大雪や雪崩、暴風雪等に関する警報・注意報を含む。)や道路における降雪状況等を適時に把握し、以下の対策を講ずることにより、輸送の安全確保に万全を期すこと。

- ①災害発生時の社内における連絡体制を改めて確認すること。
- ②積雪・凍結等の気象及び道路状況により、早期にスタッドレスタイヤ及びタイヤチェーンを装着するよう徹底を図ること。
- ③点呼時等において、運行経路の道路情報、道路規制情報、気象情報に基づき、乗務員に適切な指示を行うこと。
- ④積雪・凍結時における要注意箇所の把握に努めること。
- ⑤気象状況が急変し、安全運行が確保できないおそれがある場合は、バスの運休、タクシーの配車の休止、宅配便の集配荷の休止など、サービスの停止に係る情報については、ホームページ等を通じて利用者に分かりやすく情報提供すること。
- ⑥乗務員に対して、スリップの要因となる急発進、急加速、急制動、急ハンドルを行わないよう指導するとともに、道路状況、気象状況に応じた安全速度の遵守、車間距離の確保について指導を徹底すること。

(2) スタッドレスタイヤへ交換する等タイヤ交換時に、ホイール・ボルトの誤組防止、締付トルクの管理、交換作業後の増し締め等を確実に行うこと。

(3) 事故の恐ろしさを知って！大型車の車輪脱落事故～大型車の車輪脱落事故の危険性を知っていただくための啓発ビデオを公開しました～

(配信日：R2.12.18)

「大型車の車輪脱落事故防止キャンペーン」の活動の一環として、大型車の車輪脱落が死亡事故につながる危険性があることを啓発するビデオを、YouTube国交省公式アカウントに公開しました。

毎年、冬用タイヤに交換するこの時期に大型車の車輪脱落事故が多く発生していることから、本年11月から「大型車の車輪脱落事故防止キャンペーン」を実施しているところです(10月30日プレスリリースを参照

https://www.mlit.go.jp/report/press/jidosha09_hh_000261.html)。

今般、同キャンペーンの一環として、大型車のタイヤが人体に衝突するとどのような事態になるかを実験し、車輪脱落事故の恐ろしさを実感してもらい、適切なタイヤ交換作業及びタイヤ交換後の確実な保守管理の実施を呼びかける啓発ビデオを公開しました。

大型車ユーザーにおかれましては、人命を奪う悲惨な事故を繰り返さないために

も、是非ご覧いただき、事故防止対策の積極的な取組をお願いします。

※安全啓発ビデオは、以下のリンク先で公開しています。

→ <https://youtu.be/BE6-rcq81C8>

(4) 令和2年度 年末年始の輸送等に関する安全総点検を実施しましょう！！

(配信日：R2.12.4)

大量の輸送需要が発生し、輸送機関等に人流・物流が集中する年末年始は、ひとたび事故・事件等が発生した場合には大きな被害となることが予想されます。国土交通省では、12月10日～翌年1月10日までの期間を、「年末年始の輸送等に関する安全総点検実施期間」と定め、各事業者等の方々による自主点検を通して、安全性の向上と、輸送安全等に対する意識の高揚を図っております。各自動車運送事業者等の方々におかれましては、自主点検を実施し輸送の安全確保に努めましょう。

※詳細については、下記リンク先をご覧ください。

→ https://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha_tk2_000003.html

(5) 近畿運輸局 第14回自動車事故防止セミナーを開催します。【近畿運輸局発】

(配信日：R2.12.4)

近畿運輸局では、事業用自動車の事故防止対策の一環として、平成19年度より毎年度自動車事故防止セミナーを開催しています。

運送事業者等の皆様も是非、第14回目となるこのセミナーにご参加いただき、今後の事故防止対策の参考にさせていただければ幸いです。

なお、当日「近畿運輸局YouTube チャンネル」においても、Live 配信を行う予定です。

日時：令和3年1月21日（木）13時00分から16時00分（開場12時00分）

場所：大阪府立男女共同参画・青少年センター「ドーンセンター」7Fホール（大阪府中央区大手前1丁目3番49号）

定員：180名先着順（事前申込が必要）

参加費：無料

「近畿運輸局YouTube チャンネル」web参加は申し込み不要

※セミナーの詳細につきましては、近畿運輸局HPをご覧ください。

→ <https://www.tb.mlit.go.jp/kinki/press/12pdf20-93.html>

(6) 換気シミュレーションを踏まえたタクシー車内における新型コロナウイルスの感染防止対策について(要請)

(配信日: R2. 11. 27)

今般、スーパーコンピュータ富岳を用いて、タクシーの車内における換気性能や飛沫拡散の状況についてシミュレーションが行われました。

シミュレーションの結果では、タクシーの換気性能は高いこと、運転者・乗客ともにマスク着用の効果は極めて大きいこと等が確認されました。

タクシー車内における感染防止対策については、今般のシミュレーションの結果を踏まえ、車内での感染を防止するために以下の取組を着実に実施いただきますようお願いいたします。

1. エアコンを「外気導入モード」に設定し、風量を通常レベル以上とすることにより、車内換気を徹底することとし、「内気循環モード」は車内での感染リスクを高める可能性があるため可能な限り利用を避けること。

なお、「外気導入モード」について乗客から苦情が寄せられる場合には、乗客の安全・健康を損なわないよう配慮しつつ、スーパーコンピュータ富岳のシミュレーションの結果等も踏まえ、「外気導入モード」による車内換気が有効であることを丁寧に説明して理解・協力を求めること。

2. 運転者又は乗客が咳をした場合の飛沫の飛散を防ぐため、運転者のマスク着用を徹底するとともに、乗客にもマスクの着用について理解・協力を求めること。

〈参考・スーパーコンピュータ富岳によるシミュレーション結果(理化学研究所ホームページ)〉

→ <https://www.r-ccs.riken.jp/jp/fugaku/corona/projects/tsubokura.html>

(7) 危険物のバス及びタクシー車内への持込みには罰則が適用されます

(配信日: R2. 11. 27)

平成30年6月に新幹線車内で発生した刃物による殺傷事件や2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催を受けて、車内への危険物の持込みについて、乗合バスに限らず、貸切バスやタクシーにおいても罰則の対象となります。

1. 改正の概要

・道路運送法(昭和26年法律第183号)においては、「乗合バス」を利用する旅客

に対し、刃物や可燃性液体等、他の旅客に危害を及ぼすおそれがある物品の車内への持込みを禁止しています。また、「貸切バス」及び「タクシー」については、一般乗用旅客自動車運送事業標準運送約款（昭和48年運輸省告示第372号）及び一般貸切旅客自動車運送事業標準運送約款（昭和62年運輸省告示第49号）において、道路運送法にて持込みが禁止されている物品を旅客が携帯している場合に事業者が運送の引受け等を拒絶できる旨を規定しています。

・平成30年6月に新幹線車内で発生した刃物による殺傷事件や2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催を受けて、今般、道路運送法及び関係法令を改正し、「貸切バス」及び「タクシー」についても、旅客による車内への危険物の持込みには罰則（20万円以下の罰金）が適用されることとなりました。

2. スケジュール

公布・施行：令和2年11月27日（金）

※詳細については、下記リンク先をご覧ください。

→ https://www.mlit.go.jp/report/press/jidosha02_hh_000430.html

(8) 運行中の貸切バスの法令遵守状況を調査～今年度も覆面添乗調査を実施～ (配信日：R2.11.27)

国土交通省では、民間の調査員による運行中の貸切バスの法令遵守状況を調査しています。

今年度においては、令和2年12月から令和3年3月にかけて実施します。

国土交通省では、貸切バス事業者の法令遵守の状況を確認するため、監査官が営業所に立ち入る臨店監査や、観光地や空港等のバス発着場において街頭監査を実施しています。

上記に加え、民間に調査を委託し、実際に運行する貸切バスに調査員が一般の利用者として乗り込み、貸切バスが運行中、適切に休憩を取っているかや、交替運転者が必要な場合に確実に交替しているか等、法令遵守状況などについて調査しています。

本調査において法令違反のおそれが確認された事業者に対しては、後日、国による監査を実施します。

1. 今年度の調査予定

①調査対象者：貸切バス事業者※無通告により実施

②調査実施者：国土交通省自動車局が委託した者（民間）

③実施時期：令和2年12月～令和3年3月

④調査項目：区域外運送の有無、休憩時間の確保、シートベルトの装着の案内や装着の状況、交替運転者の交替状況、事業者名等の車内外表示など

2. 昨年度までの調査結果

本調査は、平成29年度より実施し、これまでに2事業者について法令違反のおそれが確認されたため、当該事業者の営業所に監査を実施しました。その結果、いずれの事業者についても法令違反が確認されたため、2事業者とも行政処分を実施しました。

(9) 貸切バスにおける新型コロナウイルスに係る感染防止対策の徹底について (要請)

(配信日：R2.11.20)

今般、日帰りのバス旅行内において集団感染が発生したと東京都足立区が公表したところです。

全国的に感染が拡大するなか、観光バスをはじめとする貸切バスについて、利用者に安心して乗車いただくためには、利用者の理解や協力を得ながら、バス車内におけるマスクの着用、食事の回避、カラオケの禁止などの感染防止対策を徹底することが不可欠です。

つきましては、貸切バス事業者の皆様におかれまして、下記の取組を徹底していただきますようお願いいたします。

1. 貸切バスの運行に当たっては、(公社)日本バス協会が作成している「バスにおける新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン」及び「貸切バスにおける新型コロナウイルス対応ガイドライン」等を参考に、感染防止対策を徹底すること。

(参考) <http://www.bus.or.jp/covid-19/>

2. 観光バスにおいては、利用者に対して、「新しい旅のエチケット交通編」の配布や車内アナウンスでの呼び掛けなどにより、車内での感染防止対策への協力を依頼すること。

(参考) <https://goto.jata-net.or.jp/info/2020091001.html>

(10) 事故ゼロを目指して！大型車の車輪脱落事故防止キャンペーンを実施

(配信日：R2.10.30)

大型車のホイール・ボルト折損等による車輪脱落事故が増加している状況を踏ま

え、令和2年11月1日から「大型車の車輪脱落事故防止キャンペーン」を実施します。

1. 令和元年度の大型車※の車輪脱落事故の発生状況

※大型車とは、車両総重量8トン以上のトラック又は乗車定員30人以上のバス

- ・発生件数は112件（昨年比31件増加）
- ・冬期（10月～2月）に多く発生
- ・特に東北地区で多く発生
- ・車輪脱着作業後1ヶ月以内に多く発生
- ・タイヤ交換作業が集中する11月に交換した車両の事故が多い
- ・車輪脱落箇所は左後輪に集中

2. 大型車の車輪脱落事故防止キャンペーンの実施

国土交通省では、昨年12月に「大型車の車輪脱落事故防止対策に関する調査検討ワーキンググループ」（座長：交通安全環境研究所伊藤紳一郎副部長）を設置し、事故原因の徹底究明と効果的な事故防止対策の検討を行ってきたところ、令和2年10月16日に中間とりまとめが決定されました。

国土交通省では、この中間とりまとめの決定を受けて、「令和2年度緊急対策」の早期かつ確実な実施を図るため、関係業界の協力のもと、「大型車の車輪脱落事故防止キャンペーン」を実施します。

【実施期間】 令和2年11月1日～令和3年2月28日

【主な実施項目】

- ・運送事業者等に対する事故防止対策の周知・指導
- ・運送事業者による大型車の「ホイール・ナットの緩み」の総点検実施
- ・貨物運送事業者では、タイヤ交換時の作業管理表を使用した正しいタイヤ交換作業実施
- ・トラックのホイール・ナットへのマーキング等の活用を推進し、日常点検でのホイール・ナットの緩みの点検を重点的に実施

※詳細については、下記リンク先をご覧ください。

→ https://www.mlit.go.jp/report/press/jidosha09_hh_000261.html

(11) バスの交差点での死亡事故を踏まえた事業用自動車の安全確保の徹底について

（配信日：R2.7.31）

本年に入り、バス車両が丁字路を右折する際に、交差点の歩道上を車両左手側から横断する子供と衝突し、子供が死亡する事故が立て続けに生じております。

また、子供がバス車両前方を横断する際の事故が近年数多く発生しています。自動車運送事業者の皆様におかれましては、同種事故の再発を防止するため、運転者に対する指導・監督、点呼等を通じて、次の事項について改めて徹底するようお願い致します。

(1) バス車両は、「死角が大きい」ことから、直前、側方、後方など見えない部分に配慮した運転が必要であることを認識させること。特に、丁字路をはじめとした交差点での右折時に車両左手側から進行する歩行者等に気を配ること。

(2) 道路には、歩行者や自転車などが通行しており、それぞれの行動を理解し走行時に配慮することにより、事故を回避できることを認識させること。

(3) 歩道側の植え込みなどにより見通しの悪い交差点では、歩行者や自転車が飛び出してくる可能性が高いことから、一時停止または徐行し、注意して走行することが必要であることを認識させること。

(12) 事業用自動車の運転者に対する飲酒運転の防止等法令遵守の徹底について
(再要請)

(配信日：R2.5.22)

事業用自動車の運転者に対する飲酒運転の防止については、「事業用自動車総合安全プラン2020」において事業用自動車における飲酒運転ゼロを目標に掲げ、様々な取組を実施してきたところです。また、昨年5月にも「事業用自動車の運転者に対する飲酒運転の防止等法令遵守の徹底について」(通達)を発出し、事業者の皆様にも、特に以下の事項について周知徹底していただくよう、お願いしてきたところです。

しかしながら、昨年の飲酒運転による事業用自動車の交通事故は56件と、「事業用自動車総合安全プラン2020」を策定した2016年以降で最多となりました。また、本年は、国土交通省への報告が求められる重大事故が、昨年同時期を上回る13件発生しています(速報ベース)。特に、5月に入り4件の事故が発生しているところです。

自動車運送事業は、今般の新型コロナウイルス感染症が拡大する中、国民生活・国民経済の安定確保に不可欠な存在であり、事業者の方々に日々ご尽力いただいているところですが、こうした中で飲酒運転による事故が相次いで発生していることは、運送事業に対する社会の信頼の失墜に繋がる事態であり、誠に遺憾です。つきましては、「自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う一般的な指導及び監督の実施マニュアル」等を活用し、飲酒運転の防止の徹底について、改めて周知徹底いただくよう、お願いいたします。

とです。道路運送車両法により、自動車ユーザーは、自分の自動車が保安基準に適合するよう点検・整備する義務がありますので、忘れずに修理を受けましょう。

